

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成18年1月31日

京都市長 榎本頼兼

医療機関指定（病院・診療所・歯科・薬局）

名 称	所 在 地	指定年月日
（医）社団恵仁会 なぎ辻病院	山科区榊辻東漬5番地の1	平成17年12月1日
産婦人科細田クリニック	右京区西京極南大入町88番地	平成17年12月1日
嶋田医院	東山区大和大路通五条下ル石垣町53番地の2	平成17年12月1日
河内眼科	伏見区桃山町山ノ下32番地 近鉄百貨店桃山店2F	平成17年12月2日
佐藤歯科医院	左京区北白川別当町3番地の2	平成17年10月22日
大野歯科医院	右京区嵯峨大覚寺門前八軒町3番地	平成17年10月7日
ポルタ佐々浪薬局	下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町902番地	平成17年9月1日
（株）スギ薬局醍醐店	伏見区醍醐川久保町43番地	平成17年12月1日

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）